

屋外広告物のルールを守り 安全で美しいまちをつくりましょう

～佐渡市屋外広告物条例～

屋外広告物とは？

「常時又は一定の期間継続」して
「屋外」で「公衆に表示」されるもの
で看板、はり紙、広告塔、広告板、並びに建物、その他の工作
物等に掲出され、又は表示されたもの等
非営利、営利問わず一定のイメージを伝えるものをいいます。

アドバルーン

屋上広告

4mを超えるものは、
確認申請が必要です

あなたの広告、
許可をとってますか？

定期的な点検で
安全管理を！！

はり紙、はり札

立看板

のぼり旗

のぼり旗で許可不要なもの
・10個以内 ・1個当たり2m×1m以下
・営業所時間内に限り設置するもの
・道路上に突き出さないもの等
それ以外は許可が必要です。

●原則、許可が必要です

□ ご自分の敷地内(壁面、野立て等)

許可地域(右記以外の地区)

- ・5個以内
- ・面積10m²以内

禁止地域(※相川地区・西三川地区の一部)

- ・3個以内
- ・面積10m²以内で1個あたり5m²以内

・・・これを超えるものは許可が必要！
禁止地域の場合は原則、設置不可！

□ ご自分の敷地以外

案内板、道標(矢印や案内図等の誘導)

- ・1営業所につき2個以内
- ・面積は1面2m²以内で合計4m²以内
- ・高さは3m以内

野立広告物(自家用広告物や案内板以外)

- ・道路から50m以上離れていること
- ・面積は30m²以内
- ・高さは10m又は15m以下(景観区域により異なる)

・・・許可必要！

※他にも基準あり

□ その他

- ・冠婚葬祭や祭礼等の一時的なもの
- ・法令の規定によるもの
- ・選挙運動のために使用するもの

・・・許可不要

- ・文化やスポーツに関する講演会
- ・町内会等による公共的目的のもの
- ・表示又は設置が5日を超えないもの

・・・許可不要

※許可地域で1m²以内

●禁止広告物や禁止物件には原則、表示又は設置はできません

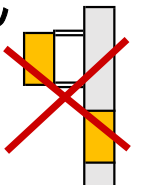
禁止広告物

老朽化したものや落下のおそれがあるもの
交通の安全を阻害するもの etc...



禁止物件

電柱、街路柱、ガードレール etc...
※はり紙、はり札、広告旗、立看板等のみ



●地域によって色彩等の規定があります

禁止地域	相川・西三川特別区域	彩度4以下
許可地域	歴史的市街化区域	彩度6以下
	その他の景観計画区域	彩度8以下



○お問い合わせ
佐渡市役所建設部
建築住宅課
住宅・都市計画係
TEL:0259-67-7403

その他にも様々な基準があります。
詳しくは市HP、「屋外広告物のしおり」を
ご確認ください。

市内で屋外広告業を営む場合は、新潟県へ登録が必要です。